

副本

令和4年(モ)第237号 文書提出命令申立事件

(基本事件 令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件)

申立人 ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ ほか2名

相手方 国

### 求釈明に対する回答書

令和4年9月7日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

相手方指定代理人

浅海 俊介

山田 祥太郎

前田 和樹

佐藤 博行

後藤 光

三本 嘉洋

内藤 翔太

長尾 武明

長尾 正樹

野 田 萌 子

河 本 岳 大

清 水 俊 幸

幸 英 男

高 崎 純

江 崎 陽

永 美 辰 也

佐々木 俊 彦

## 第1 はじめに

相手方は、申立人らの2022年（令和4年）6月1日付け文書提出命令申立書（添付資料を含めて33ページのもの。以下「本件申立書2」という。）による文書提出命令の申立て（以下「本件申立て2」という。）に関し、同年7月20日の口頭弁論期日において、裁判所から、本件申立て2に係る相手方の対応を検討した結果を明らかにするように求められたので、以下のとおり回答する。

## 第2 相手方の回答

- 1 名古屋地方検察庁（検察官）は、令和4年6月17日、ウィシュマ氏の死亡に係る告訴・告発事件について、名古屋入管職員らを不起訴処分としたところ、申立人らは、本件訴訟との関係で使用することを前提とする資料収集の一環として、同検察庁に対し、前記不起訴処分に係る不起訴事件記録の閲覧等を申し出た。

これに対し、同検察庁検察官は、前回口頭弁論期日後である同年8月31日、平成20年11月19日付け法務省刑総第1595号刑事局長通達「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について」に基づき、以下の文書について閲覧の機会を設けた。

- (1) 令和3年3月7日付け検察官作成の司法解剖立会報告書
- (2) 令和3年4月16日付け司法解剖医作成の検査報告書
- (3) 令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書
- (4) 令和4年2月28日付け大学医師作成の病理鑑定書
- (5) 令和3年11月30日付け検察官作成の捜査報告書（大学医師から提出されたリンパ節組織の染色写真添付のもの）
- (6) 令和3年11月30日付け検察事務官作成の捜査報告書（血液の鑑定に係る検査報告書写し添付のもの）

(7) 令和4年3月15日付け検察事務官作成の捜査報告書（大学医師から交付されたCD-R1枚添付のもの）

(8) 令和4年3月15日付け検察事務官作成の捜査報告書（大学医師による臓器片の標本化について）

2 相手方は、本件申立書2の「文書の表示」欄（申立人らの2022年（令和4年）9月4日付け文書提出命令申立（司法解剖関係）の補充書に基づく変更後のもの）に記載されている「ウイシュマさんが2021年3月6日に死亡した際、その死因等を解明するため、名古屋地方検察庁検察官が執刀医等に鑑定を囑託して、同月7日以降、現在までに、同医師等により行われた司法解剖の鑑定書及び同解剖に関して作成された書面若しくは図画の一切」のうち、「同医師等により行われた司法解剖の鑑定書」として前記(3)が相当し、「同解剖に関して作成された書面若しくは図画」として前記(1)、(2)、(4)ないし(8)が相当するものと理解している。

そうすると、申立人らにおいて進めている前記1記載の手續の帰趨により、本件申立て2が維持されるか否かが変わり得ると思われるため、申立人らは、前記1記載の手續を踏まえた今後の対応の予定について明らかにされたい。

そして、申立人らが前記鑑定書等を入手した場合、ウイシュマ氏の死因について主張立証すべき申立人らにおいて、裁判所に証拠として提出されたい。

3 なお、申立人らは、前記補充書（添付の資料6の報告書を含む。）において、前記1記載の8文書について謄写の申出をするに当たり、名古屋地方検察庁から誓約書に署名をすることを求められたが、同誓約書の内容が「国家賠償請求事件における訴訟活動が阻害されかねない」と判断したため、署名を拒否した旨述べている。

不起訴事件記録の謄写の申出に対しては、検察官において、個別の事案ごとに、関係法令等に基づき、謄写の目的や謄写による（将来のものも含めた）捜査への支障の有無等を考慮してその可否や、可能とする場合の条件を判断する

ものである（前記通達は、不起訴事件記録について被害者等に閲覧・謄写の請求権を認めたものではないと解される。）。そもそも、同誓約書は、申立人らの国家賠償請求事件における訴訟活動を不当に阻害する趣旨のものでなく、加えて、同検察庁検察官において、同誓約書の内容について、申立人らと調整する用意があることは、既に申立人らに対し、伝達済みである。

以 上